

宍粟市簡易専用水道指導実施要領の一部を改正する要領をここに公布する。

令和6年4月9日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市水道事業管理告示第2号

宍粟市簡易専用水道指導実施要領の一部を改正する要領

宍粟市簡易専用水道指導実施要領（平成17年水道事業管理告示第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、簡易専用水道の維持管理に関して適正な指導を行うため、市長及び厚生労働大臣の登録を受けた登録水質検査機関（以下「登録水質検査機関」という。）が簡易専用水道の設置者等（以下「設置者等」という。）に対して行う指導及び行政処分等について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、簡易専用水道の維持管理に関して適正な指導を行うため、市長並びに国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた登録水質検査機関（以下「登録水質検査機関」という。）が簡易専用水道の設置者等（以下「設置者等」という。）に対して行う指導及び行政処分等について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。